

収入印紙貼付

業務委託契約書（案）

1 委 託 業 務 名		物件調査業務委託											
2 履 行 場 所		太子町大字山田 2 5－4， 2 5－7											
3 履 行 期 間		令和 年 月 日から 令和8年1月23日まで											
4	委 託 金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額												
5 契 約 保 証 金													

令和 年 月 日

発注者

住所 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地
名称 太子町
代表者 太子町長 田中 祐二 ⑩

受注者

住所
商号又は名称
代表者 ⑩

上記委託業務について、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。
（※電子契約の場合は「本契約の証として、この電磁的記録を作成し、双方電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。」とする。）

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の設計書及び仕様書（図面、業務に対する質問回答書を含む。これらの設計書及び仕様書を「設計図書」という。以下同じ。）に従い、これを履行しなければならない。
- 2 設計図書に明示されていないもの、又は示されていても疑問があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51条）に定めるものとする。
- 7 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 10 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。
- 11 この契約が、契約内容を記録した電磁的記録により作成した場合において、この契約に施された電子署名に付与されたタイムスタンプの時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあっても同日に遡って効力を生ずるものとし、また、当該時刻情報が同日前のときにあっても同日から効力を生ずるものとする。

(業務実施計画表)

- 第2条 受注者は、この契約締結後遅滞なく、設計図書に基づき業務実施計画表を作成し、発注者に提出のうえ、その承認を受けるものとする。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は第48条第3項に規定する契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡及び著作権の帰属)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 発注者は、この契約の目的物（業務の履行の課程において得られた記録等も含む。「成果物」という。以下同じ。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容を変更することができる。
- 3 成果物について、その著作権は、すべて発注者に帰属する。
- 4 発注者は、受注者が前払金の使用又は部分払等によってもなお成果物に係る業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 5 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を成果物に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止等)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、指名停止措置及び入札等排除措置を受けている並びに第42条第1項第11号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 5 受注者は、第2項の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者が太子町暴力団排除条例（平成25年太子町条例第20号）第2項第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その第三者との契約において、委託金額が500万円未満の場合は、この限りではない。
- 6 前項のただし書きの場合であっても、町長が必要であると判断した場合は、受注者に対し前項に規定する誓約書の提出を求めることができるものとする。
- 7 受注者が入札等排除措置を受けた者又は第42条第1項第11号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 8 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

- 第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（「特許権等」という。以下同じ。）の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第7条 この業務の履行について、発注者は、自己に代わって監督又は指示する監督員（「監督員」という。以下同じ。）を定めたときは、受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- （1） 契約履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- （2） 設計図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
- （3） 設計図書に基づく業務実施計画の管理、立会、業務の履行の状況の検査

3 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。

4 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

5 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（主任技術者及び現場代理人）

第8条 受注者は、業務の履行について技術上の管理をつかさどる主任（担当）技術者及び外業を伴う業務にあつてはこれを担当する現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。主任（担当）技術者及び現場代理人を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、業務に関する一切の事項（委託金額の変更、履行期間の変更、委託金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を履行するものとする。

3 主任（担当）技術者及び現場代理人は、これを兼ねることができる。また、現場代理人を定めない業務にあつては、主任（担当）技術者がその業務を兼ねるものとする。

（履行報告）

第9条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（業務関係者に対する措置請求）

第10条 発注者は、主任（担当）技術者、現場代理人等で業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対し、その理由を明示し必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対してその理由を示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

（使用機械の検査等）

第11条 受注者は、業務に使用する機械のうち設計図書であらかじめ検査を受けて使用するよう指示されたものについては、使用前に発注者又は監督員の検査又は試験を受けて、合格したものでなければ使用することができない。

2 発注者は、水中又は地下における業務、その他完了後外面から明視することができない業務を実施する場合、監督員の立会のうえ業務を履行しなければならない。

3 監督員は、受注者から前2項の規定による検査又は立会を求められたときは、直ちに応じなければならない。

4 第1項による検査又は試験のために必要な費用は、受注者の負担とする。

（貸与品等）

第12条 発注者から受注者に貸与し、又は支給する材料等（「貸与品等」という。以下同じ。）の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所及び引渡し時期は、設計図書の定めるところによる。

2 発注者又は監督員は、貸与品等を受注者の立会のうえ検査して引渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品名、数量、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者はその旨を直ちに発注者又は監督員に通知しなければならない。

3 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

4 受注者は、貸与品等の引渡しを受けた後、当該貸与品等の種類、品質又は数量に関し、この契約に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該貸与品等に代えて他の貸与品等を引渡し、貸与品等の品名、数量、品質、規格又は性能を変更し、又は理由を示した書面により、当該貸与品等の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、貸与品等の品名、数量、品質、規格又は若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な経費を負担しなければならない。

8 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、貸与品等の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第13条 受注者は、業務の内容が設計図書に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき事由によるときで、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な経費を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受注者は、業務を行うにあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請

求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、業務に対する質問書が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会のうえ、直ちに調査を行わなければならない。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これらに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後、遅滞なくその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、遅滞なく通知できないやむを得ない理由があるときは、この限りではない。
- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で、業務内容の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で、業務内容の変更を伴わないもの 発注者と受注者との間で協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第15条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者が、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務内容の変更等）

- 第16条 発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は業務の履行を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者が増額費用を必要とし又は損害を受けたときは、発注者はその増額費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（履行期間の延長）

- 第17条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない事由又はその他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

- 第18条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な経費を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

- 第19条 履行期間の変更については、発注者と受注者との間で協議して定める。ただし、協議開始から20日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（委託金額の変更方法等）

- 第20条 委託金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から20日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、委託金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- 第21条 発注者又は受注者は、履行期間内で業務委託締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託金額（委託金額から当該請求時の出来形部分に相応する委託金額を控除した額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残委託金額の1000分の15を超える額につき、委託金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、内訳書及び物価指数等に基づき発注者と受注者との間で協議して定める。ただし、協議開始の日から20日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「業務委託締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託金額変更の基準とした日」とするものとする。

（臨機の措置）

- 第22条 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要と認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他業務の履行上特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを要求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により、臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者が協議して定める。

（一般的損害）

第23条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第25条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害等）

第24条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）が発注者の責めに帰する事由により生じたときは、その経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の履行に伴い、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 業務の履行に当たり、第三者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議してこれを解決するものとする。

（不可抗力による損害）

第25条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者の双方の責めに帰すことができないもの（「不可抗力」という。以下同じ。）により、試験等供される業務の出来形部分（「業務の出来形部分」という。以下この条及び第47条において同じ。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して損害による費用の負担を請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であつて立会その他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち委託金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - （1）業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する委託金額の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - （2）仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託金額の100分の1を超える額」とあるのは「委託金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として、同項を適用する。

（委託金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 発注者は、第6条、第12条、第13条から15条まで、第17条、第18条、第21条から第23条まで、前条の規定により委託金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者との間で協議して定める。ただし、協議開始の日から20日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が委託金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第27条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に完了届を提出し、その成果物について発注者の検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に受注者立会のうえ、成果物について検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託金額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

（委託金額の支払）

第28条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して書面により委託金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（「約定期間」という。以下同じ。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日に追いて満了したものとなる。

（前払金及び中間前払金）

第29条 受注者は、保険事業会社と、契約書記載の業務完了時期を保証期限とする、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（「保証契約」という。以下同じ。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者に前払金を請求することができる。ただし、前払金額は、太子町公共工事等の前払金に関する規則に定める額の範囲内とする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結したときは、その保証証書を発注者に寄託して、委託金額の100分の20以内の中間前払金を請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 受注者は、第3項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があった委託金額が増額された場合において、増加額が増加前の委託金額の100分の20以上であるときは、その増額後の委託金額について、第1項の前払金を算出したのと同じ方法で算出した金額から、受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第31条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 発注者は、設計図書の変更その他の理由により委託金額が減額された場合において、減額額が減額前の請負代金額の100分の25以上であるときは、受領済みの前払金から減額後の委託金額について第2項の前払金を算出した金額を差し引いた額（「前払超過額」という。以下同じ。）の返還を請求することができる。受注者は、発注者から請求があった場合は、委託金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者との間で協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託金額が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までに期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第30条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、委託金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第31条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、交通通信費、修繕費、仮設費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

- 第32条 受注者は、業務の完了前に業務の出来形部分に相当する委託金額相当額10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は履行期間中1回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第1項の委託金額は、発注者と受注者とが協議して定める。
部分払金の額 ≤ 第1項の委託金額相当額 × 9 / 10
- 4 受注者は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

（部分渡し）

- 第33条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（「指定部分」という。以下同じ。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第27条中「業務」とあるのは、「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第28条中「委託金額」とあるのは「部分引渡しに係る委託金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定に準用される第28条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る委託金額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相当する委託金額は、発注者と受注者との間で協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第28条第1項の請求を受けた日から20日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分引渡しに係る委託金額 = 指定部分に相当する委託金額 × [1 - 前払金の額 / 委託金額]

（債務負担行為に係る契約の特則）

- 第34条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託金額の支払の限度額（「支払限度額」という。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|--|---|
| | 年度 | 円 |
| | 年度 | 円 |
| | 年度 | 円 |
| 2 | 支払限度額に対応する各会計年度の出来形予定額は、次のとおりである。 | |
| | 年度 | 円 |
| | 年度 | 円 |
| | 年度 | 円 |
| 3 | 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来形予定額を変更することができる。 | |

（債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金の特則）

- 第35条 債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金については、第29条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは、「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以降以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第30条中「委託金額」とあるのは、「当該会計年度の出来形予定額（前会計年度末における第32条第1項の委託金額相当額（本条及び次条において「委託金額相当額」という。以下同じ。）が前会計年度までの出来形予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（「契約会計年度」という。以下同じ。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読み替え後の第29条第1項及び第33項の規定にかかわらず受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第

- 1項の規定による読み替え後の第29条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における委託金相当額が前会計年度までの出来形予定額に達しないときには、第1項の規定による読み替え後の第29条第1項の規定にかかわらず、受注者は、委託金額相当額が前会計年度までの出来形予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの出来形予定額に達しないときには、その額が当該出来形予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において、第30条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

- 第36条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの出来形予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当初超過額（「出来高超過額」という。以下同じ。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第32条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算出する。
- $$\text{部分払金の額} \leq \text{請求時の出来形の委託金額相当額} \times 9 / 10$$
- －（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）
 - － {請求時の出来形の委託金額相当額－（前年度までの出来形予定額＋出来形超過額）}
 - ×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度出来形予定額

（第三者による代理受理）

- 第37条 受注者は、発注者の承諾を得て委託金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人として場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者である旨の明記がされているときは、当該第三者に対して第28条（第33条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する受注者の業務中止）

- 第38条 受注者は、発注者が第29条、第32条及び第33条において準用される第28条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え作業現場を維持し若しくは労働者、使用する機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

- 第39条 発注者は、引き渡された成果物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（「契約不適合」という。以下同じ。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに委託金額の減額を請求することができる。
- （1）履行の追完が不能であるとき。
 - （2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （3）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （4）前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

- 第40条 発注者は、業務が完了しない間は、次条の規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 第47条第1項及び第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、同条第2項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間で協議して定める。

（発注者の催告による解除権）

- 第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- （1）履行期間又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - （2）正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - （3）正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - （4）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

- 第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- （1）第4条第1項の規定に違反し、業務委託料債権を譲渡したとき。
 - （2）第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - （3）この契約の目的を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - （4）引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が成果物を修正した上で再び履行しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - （5）受注者が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （6）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - （7）成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場

合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下の条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (10) 第44条又は第45条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 個人である入札参加資格業者及び法人である入札参加資格業者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。
 - イ 入札参加資格業者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 入札参加資格業者及びその役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたときと認められるとき。
 - エ 入札参加資格業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 入札参加資格業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 入札参加資格業者及びその役員等が下請契約等、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、アからオまでのいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したときと認められるとき。
 - キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は、資材・原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第43条 第41条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第44条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第16条第1項の規定により、業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第16条第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- 2 第47条第1項、第2項及び第40条第3項の規定は、前条及び前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第47条第2項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第44条又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

- 第47条 発注者は、この契約が業務完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分の検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する委託金額を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第41条又は第42条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第41条又は第42条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、委託金額から引渡し部分に相当する委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年2.5パー

セントの割合で計算した額を請求するものとする。

- 6 第2項の場合（第42条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第49条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- （1） 第44条又は第45条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - （2） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第28条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第50条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第27条による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託金額の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等することができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が貸与品等の性状又は発注者若しくは監督職員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第51条 受注者がこの約款の各条項に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した額と、発注者の支払うべき委託金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴する場合には、発注者は、受注者からの遅延日数につき前項の率で計算した遅延金を徴収する。

（不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第52条 受注者（共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、この契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賠償金として委託金額（この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、この契約が履行された後についても同様とする。

- （1） 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。「独占禁止法」という。以下同じ。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（「納付命令」という。以下同じ。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）
 - （2） 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（「受注者等」という。以下同じ。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - （3） 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、この契約が当該期間に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - （4） この契約に対し、受注者（法人にあってはその役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - （5） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると町長が認めたとき。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の賠償金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（火災保険等）

第53条 受注者は、成果物等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、成果物を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第54条 この契約の各条項において、発注者と受注者との間で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議のうえ調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注

者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、主任技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第22号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（個人情報の保護）

第55条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第56条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織をしようする方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、該当方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（消費税法等の取扱い）

第57条 契約書本体頭書きの4「委託金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。

- 2 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算し、速やかに変更契約を行うものとする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

（補則）

第58条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（特則）

第59条 この契約中第11条、第12条、第29条、第30条、第31条、第32条、第34条、第35条、第36条、第38条、第53条は適用しないものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、この契約による業務を履行するにあたっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者（「業務従事者」という。以下同じ。）に対し、在職中及び退職後においても、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底させるとともに、適切な教育を行わなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故（「漏えい等」という。以下同じ。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所（「作業場所」という。以下同じ。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

4 受注者は、個人情報の管理責任者及び業務従事者（「責任者等」という。以下同じ。）を定め、書面により発注者に報告を行うものとする。

5 前項により報告した責任者等を変更する場合は、書面により速やかに報告を行うものとする。

6 管理責任者は、業務従事者が本特記事項に定める事項（「規定事項」という。以下同じ。）を適切に実施するよう監督しなければならない。

7 業務従事者は、管理責任者の指示に従い、規定事項を遵守しなければならない。

（責任者等への教育）

第4条 受注者は、責任者等に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、規定事項において遵守すべき事項その他当該業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（収集の制限）

第5条 受注者は、この契約による業務を履行するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（提供）

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者が保有する個人情報の提供を受ける必要がある場合は、その授受を明確にするために書面を取り交わすものとする。

（利用及び提供の制限）

第7条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、前条により授受された個人情報その他この契約による業務に関して知り得た個人情報について、当該業務を処理する目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8条 受注者は、第6条により授受された個人情報について、この契約による業務を処理するために必要がある場合を除き、作業場所から持ち出してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第9条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第10条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項において承諾を受けた内容を変更する場合は、速やかに発注者に届出を行い、承諾を得るものとする。

3 前項ただし書きによる再委託を受けた第三者（「再受注者」という。以下同じ。）は、再委託を受けた業務の範囲内で、個人情報の保護について発注者と同様の義務を負うものとする。

4 受注者は、再受注者の履行内容を管理監督するとともに、当該再受注者の行為につき、発注者に対して連帯して責任を負うものとする。

5 この規定事項は、再委託先が再々委託を行う場合以降にも適用するものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 受注者は、個人情報の漏えい等があった場合若しくはその兆候を把握した場合、又は規定事項に違反している事実若しくはその兆候を把握した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、前項の漏えい等があった場合は、発注者と協議のうえ、直ちに被害拡大の防止、原状復旧、再発防止のための必要な措置を講じるものとする。

3 受注者は、原状復旧後速やかに、事故の状況、復旧措置、原因等について、書面により発注者に報告しなければならない。

（個人情報の返還又は処分）

第12条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還又は廃棄・消去するとともに、その旨を書面により発注者に報告するものとする。

2 個人情報を廃棄又は消去する場合は、可能な限り復元不可能な手段を講じるものとする。

(検査の実施)

第13条 発注者は、個人情報の処理について、規定事項に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると判断した場合は、受注者に対して報告を求め、又は受注者の作業場所を調査することができるものとする。

2 受注者は、前項の報告又は調査により発注者から改善を指示された場合は、その指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 発注者は、故意又は過失を問わず、受注者又は再受注者（以下、本条において「受注者等」という。）が規定事項に違反し、又は怠ったと認めるときは、この契約の解除をすることができるものとする。

2 受注者等は、前項の違反その他受注者等の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受注者等は、第1項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。